

## 業務管理体制確認検査

令和 5 年 6 月  
福島県社会福祉課

### 1 業務管理体制の整備について

○目的：介護サービス事業者（以下「事業者」という。）の不正行為を未然に防止し、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制の整備を義務付ける。

○法令遵守責任者：

何らかの資格を求めるものではないが、少なくとも介護保険法（以下「法」という。）及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定。代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではない。

○法令遵守規程：

事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む。日常の業務運営にあたり法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど事業者の実態に即したものでよい。

### 2 業務管理体制の確認検査について

○一般検査：届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的実施（基本的には書面による）

○特別検査：指定介護サービス事業所の指定取消処分相当事案が発覚した場合に実施

### 3 実施要領（福島県社会福祉課（福祉監査担当）ホームページに掲載）

福島県介護サービス事業者業務管理体制確認検査要領

### 4 介護サービス事業者業務管理体制確認検査の概要

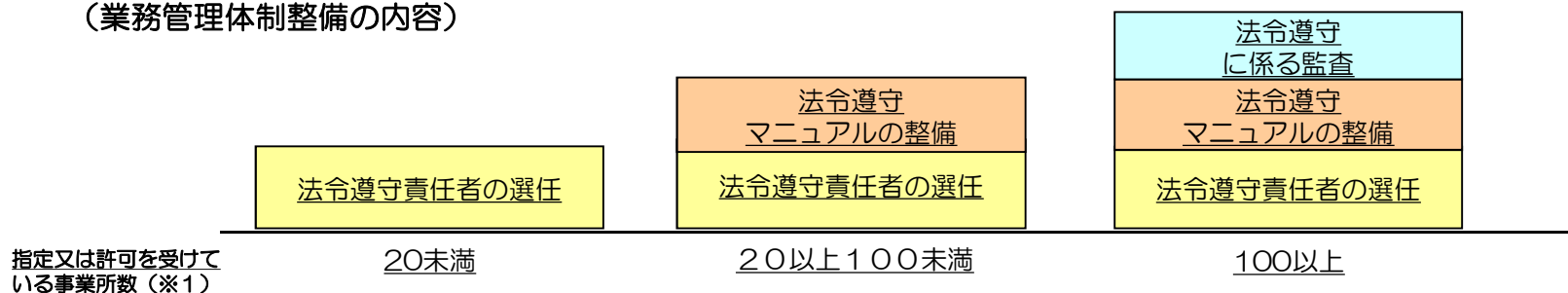
### 5 令和 5 年度の一般検査について（6, 7 ページ）

○一般検査報告書様式を改訂、記載の留意事項等を掲載

# 1 介護保険事業者における業務管理体制の整備と届出先

○ 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(業務管理体制整備の内容)



【届出先】

区 分	届出先
① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者(※2)	中核市の長
⑤ 地域密着型サービスのみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

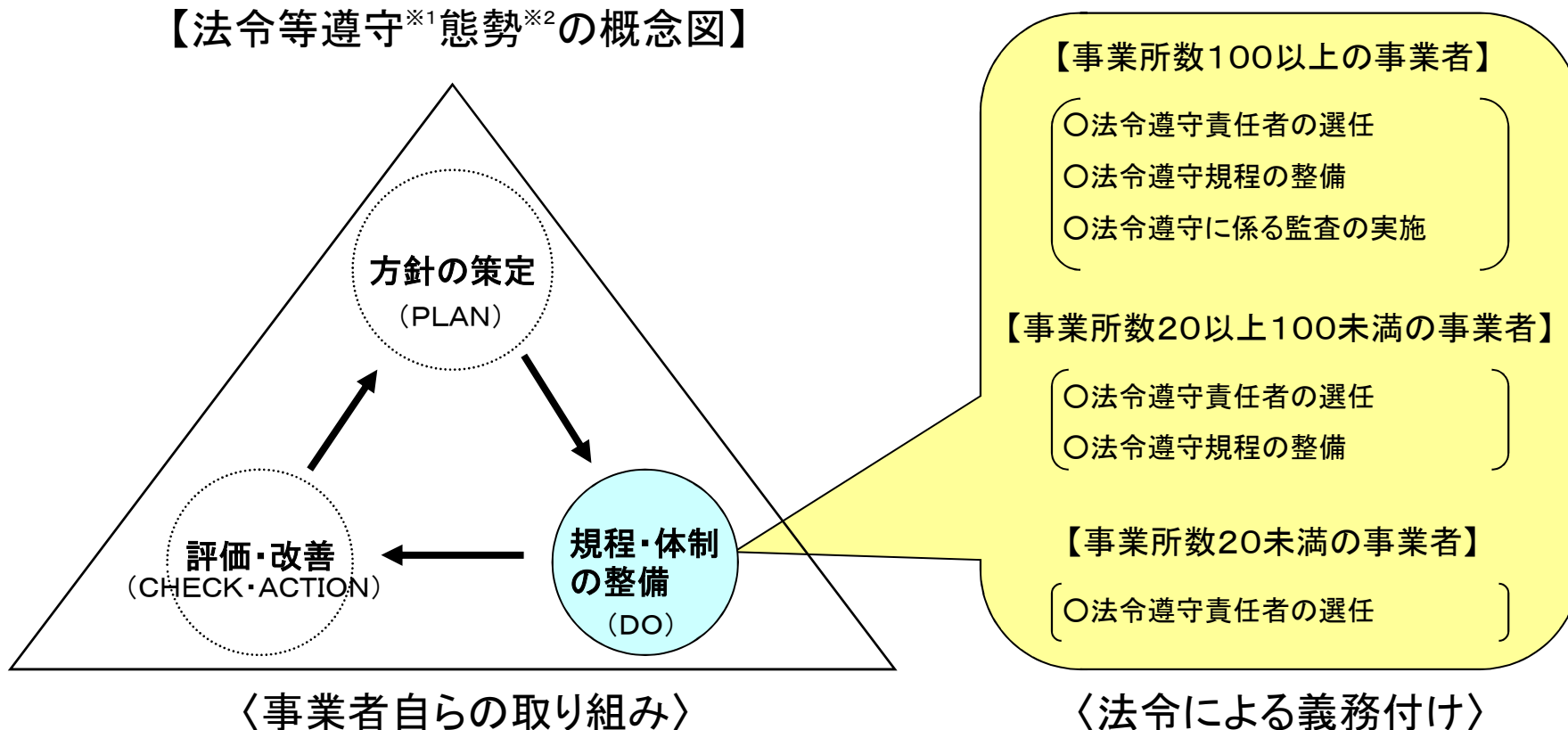
(※1) 事業所数には、介護予防事業所は含むが、みなし事業所及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業所は、含まない。  
(みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。)

(※2) 指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合の事業者を除く。(届出先は、都道府県知事)

## 2 業務管理体制の整備

業務管理体制は、事業者自ら組織形態に見合った合理的な体制を整備するものであり、事業者の規模や法人種別等により異なるものであること。また、省令で定める整備の基準は、事業者が整備する法令等遵守態勢の一部であることに留意する。

【法令等遵守<sup>※1</sup>態勢<sup>※2</sup>の概念図】

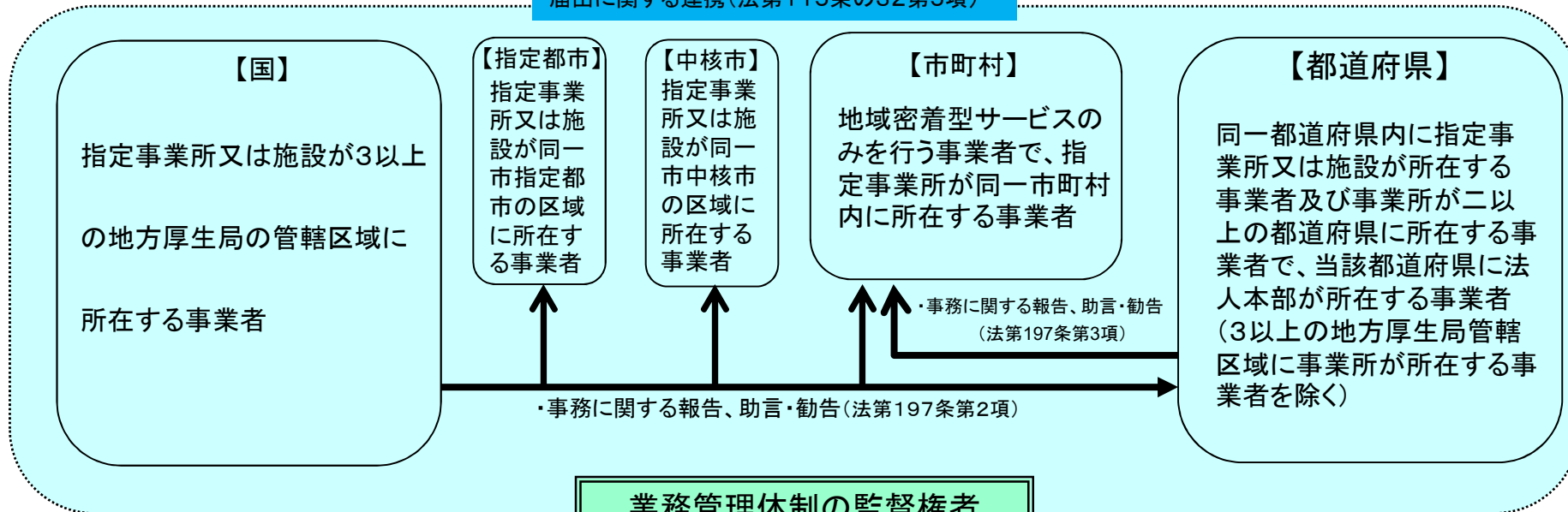


※1 法令等遵守とは、単に法令や通達のみを遵守するのではなく、事業を実施する上で必要な法令の目的(社会的要請)や社会通念に沿った適応を考慮したもの。

※2 「態勢」とは、組織の様式(体制)だけでなく、法令等遵守に対する姿勢や体制づくりへの取組みを指している。

# 3 業務管理体制の監督体制等

届出に関する連携(法第115条の32第5項)

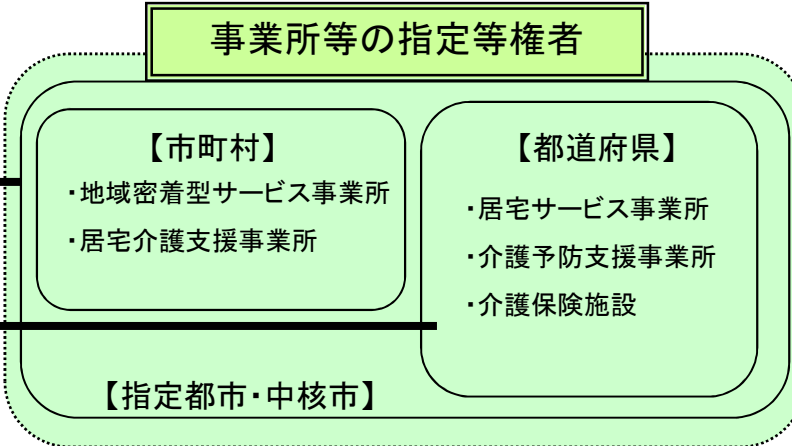
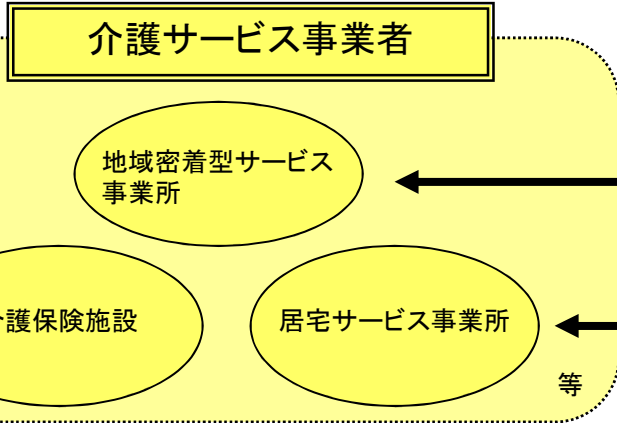


## 業務管理体制の監督権者

・業務管理体制の整備に関する届出 (法第115条の32第2項)

・報告、質問、立入検査の実施 (法第115条の33)  
 ・勧告、命令等 (法第115条の34)

・指定事業所等の監査情報の提供  
 ・報告等の権限行使の際の連携 (法第115条の33第2項)  
 ・指定等権者からの報告等実施の要請 等 (法第115条の33第3項 等)

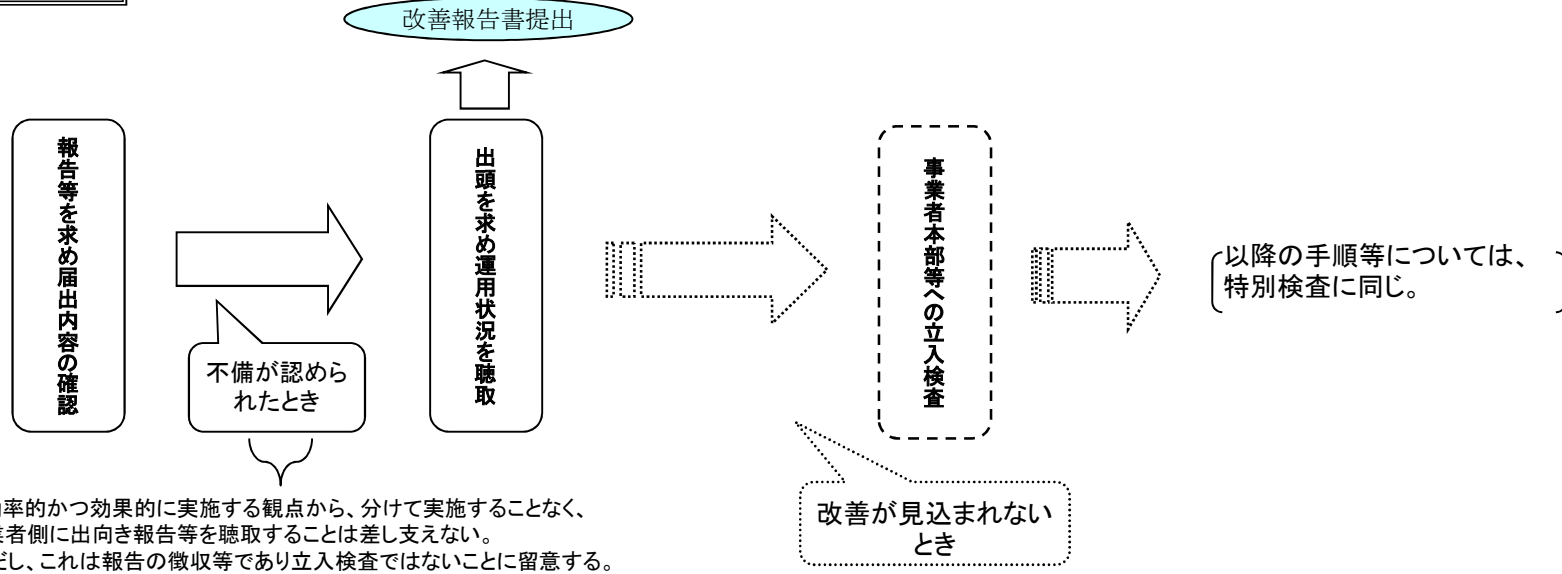


・指定事業所等の監査の実施等 (法第76条第1項 等)

# 4 業務管理体制整備等の監督方法

## 一般検査

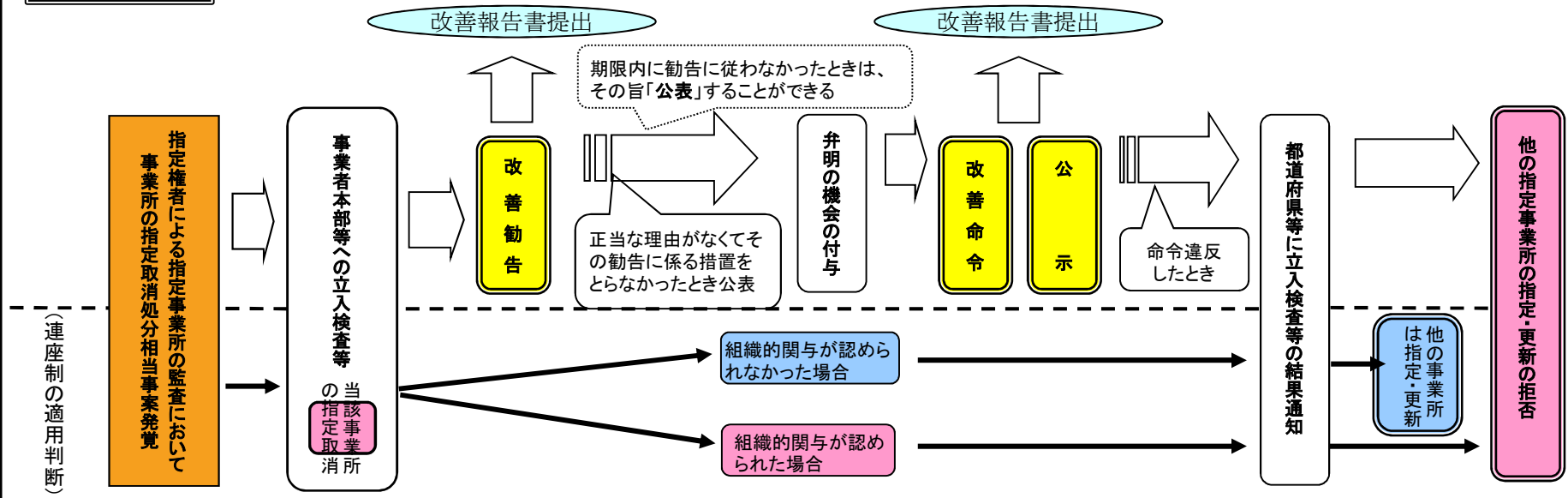
(届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的実施)



※ 効率的かつ効果的に実施する観点から、分けて実施することなく、事業者側に出向き報告等を聴取することは差し支えない。ただし、これは報告の徴収等であり立入検査ではないことに留意する。

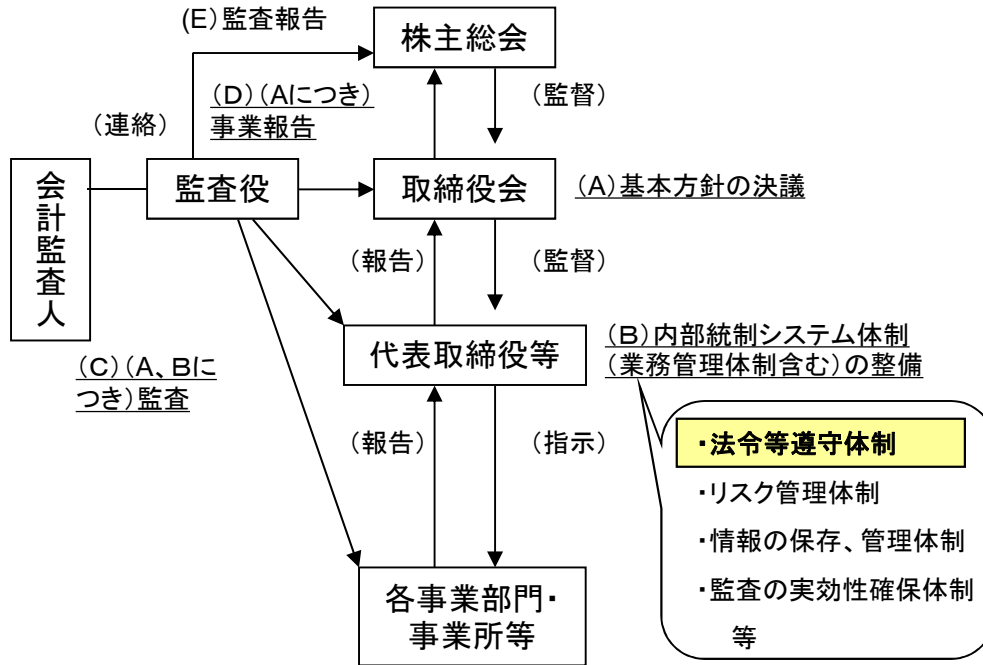
## 特別検査

(指定介護サービス事業所の指定取消処分相当事案が発覚した場合に実施)



# 5 業務管理体制を構築するプロセスと監督のイメージ

(会社法により求められる内部統制システム)



取締役	A 内部統制システムの基本方針の決議
代表取締役	B (Aを受け)内部統制システムの体制の整備 D Aの概要を事業報告に記載し、取締役会を経て株主総会に報告
監査役	C (A、Bにつき)監査 E (Cにつき)株主総会に監査報告

(注) システムの図は、監査役設置会社をベースとし一例示したものであり、事業者の規模や法人種別等により異なることに留意すること。

【立入検査での法令等遵守態勢の確認の視点】

## 1 方針の策定

- ①法令等遵守の状況を的確に認識し、法令等遵守態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方針を検討しているか。
- ②法令等遵守に係る基本方針を定め組織全体に周知させているか。
- ③方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

## 2 内部規程・組織体制の整備

- ①法令等遵守方針に則り、内部規程等を策定させ組織内に周知させているか。
- ②法令等遵守に関する事項を一元的に管理する態勢(体制)を整備しているか。
- ③各事業部門等に対し、遵守すべき法令等、内部規程等を周知させ、遵守させる態勢を整備しているか。

## 3 評価・改善活動

- ①法令等遵守の状況を的確に分析し、法令等遵守態勢の実効性の評価を行った上で、問題点等について検証しているか。
- ②検証の結果に基づき、改善する態勢を整備しているか。

届出・運用状況確認等

# 令和5年度一般検査報告書（1ページ）

指定介護サービス事業者等業務管理体制一般検査報告書									
事業者(法人)名									
代表者	職名				氏名				
事業者(法人)番号	A								
事業者(法人)住所	福島県								
連絡先	電話				E-mail(あれば)				
記入者	職名				氏名				
記入年月日	令和	年	月	日					
<b>【業務管理体制に係る届出内容の確認】</b>									
法令遵守責任者	職名				氏名				
事業所のリスト(記入シート/参考仕様あり)	<input type="checkbox"/> 事業所一覧表を添付(参考様式参照)								
以下について、法令遵守責任者をご記入ください。									
(該当欄にチェック)									
<b>1 法令遵守責任者の選任等</b>									
(1) 法令遵守責任者									
①法令遵守責任者を選任し、届出していますか。									
□ <input type="checkbox"/> している □ <input type="checkbox"/> いない									
②届出内容に変更(住所、代表者、法令遵守責任者、運営する事業所)の際、変更届出していますか。									
□ <input type="checkbox"/> している □ <input type="checkbox"/> いない									
③法令遵守責任者の役割等を定めていますか。									
□ <input type="checkbox"/> している □ <input type="checkbox"/> いない									
(2) 法令遵守についての方針等の策定									
①選任された法令遵守責任者を、従業者へ周知していますか。									
(周知方法について)									
□ 掲示 □ 回覧 □ その他(具体的に: )									
□ <input type="checkbox"/> している □ <input type="checkbox"/> いない									
②法令遵守についての方針等(方針、内部規程等)をさだめ、従業者へ周知していますか。									
(周知方法について)									
□ 研修・会議 □ 掲示・回覧 □ その他(具体的に: )									
□ <input type="checkbox"/> している □ <input type="checkbox"/> いない									
<b>2 事業者(法人)としての法令遵守の体制の構築</b>									
(1) 人員の確保									
①各事業所に、毎日従業者数を確認させ定期的に人員基準を満たしていることを確認していますか。									
□ <input type="checkbox"/> している □ <input type="checkbox"/> いない									
②各事業所の人員が不足または不足のおそれがある際は、人員について権限のある部署に報告させ、人員を確保していますか。									
□ <input type="checkbox"/> している □ <input type="checkbox"/> いない									
(2) 定員の遵守(定員遵守が求められる事業所を登録している場合)									
各事業所に、毎日利用者数を確認させて定期的に報告を求める等して、届出している定員を超えないよう管理していますか。									
□ <input type="checkbox"/> している □ <input type="checkbox"/> いない									
(3) 設備基準の順守									
事業所の設備基準の遵守について、常に管理していますか。									
□ <input type="checkbox"/> している □ <input type="checkbox"/> いない									
(4) 高齢者虐待の防止及び身体拘束の抑制(施設系のみ)									
高齢者虐待の防止及び身体拘束の抑制(施設系のみ)について、従業者へ周知し研修等行っていますか。									
□ <input type="checkbox"/> している □ <input type="checkbox"/> いない									

# 令和5年度一般検査報告書（2ページ）

	している	いない
(5) 事故の対策		
事故が発生した場合、報告が義務つけられた関係者等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるとともに、その措置の内容を記録していますか。また、事故の再発防止の点から、事故内容を従業者に周知し研修等を行っていますか。	□	□
(6) 適正な介護報酬の請求		
各事業所の毎月の介護報酬請求前に、請求内容が法令の要件を満たしていることを確認させる等をして適正な介護報酬請求を行うことをしていますか。	□	□
(7) その他の運営基準の遵守		
その他の運営基準(利用者への説明、計画の作成、記録の作成等)について、従業者に研修等を行っていますか。	□	□
(8) 法令遵守に係る研修・指導体制等		
法令等違反を未然に防止するために、研修や会議等で法令等遵守事項を従業者に周知していますか。	□	□
<b>3 法令遵守規程【事業所数20以上の法人のみ対象】</b> (小規模事業者は記載の必要ありません。)		
法令遵守規程の名称を記載し、また、従業者への周知方法を合わせて記載してその法令遵守規程を添付してください。	□	□
(名称) (周知方法について) □ 研修・会議 □ 掲示・回覧 □ その他(具体的に: )		
<b>4 業務執行の状況の監査【事業所数100以上の法人のみ対象】</b> (小規模事業者は記載の必要ありません。)		
業務執行の状況の監査を定期的に行っていますか。	□	□

# 令和5年度一般検査報告書（事業所リスト）

事業所一覧表(参考様式)										(40以上については加工してください。)			
事業所番号										登録事業所名	サービスの種類	住所	事業所数
7	8	6	6	4	3	0	0	1	伊達市社会福祉協議会デイサービス	指定通所介護	伊達市箱崎字沖前128	1	
7												2	
7												3	
7												4	
7												5	
7												6	
7												7	
7												8	
7												9	
7												10	
7												11	
7												12	
7												13	
7												14	
7												15	
7												16	
7												17	
7												18	
7												19	
7												20	
7												21	
7												22	
7												23	
7												24	
7												25	
7												26	
7												27	
7												28	
7												29	
7												30	
7												31	
7												32	
7												33	
7												34	
7												35	
7												36	
7												37	
7												38	
7												39	
7												40	

## ○一般検査報告書作成上の注意点（記入例参照ください。）

※令和4年度、第三回目の検査サイクルより一般検査報告書の様式を改訂しました。「チェック」欄方式の回答により問い合わせの内容を明確にしました。

- 1 過去の届出と現在の届出内容の相違について
  - (1) 相違がない場合：報告書作成ください。
  - (2) 相違がある場合：現在の状態で報告書作成し変更がある箇所は「変更届」を作成し報告書に添えて提出ください。
  - (3) 最新の届出内容が不明な場合：
 

所管する保健福祉事務所の高齢者支援チームもしくは県、社会福祉課（福祉監査担当）へ問合せください。

※「変更届」は、県ホームページ、高齢福祉課（介護保険担当）、メニュー欄の「業務管理体制の整備について」に入り、様式が入手できます。
  
- 2 1項以下のチェックについて
  - (1) 法令遵守責任者として活動内容を顧みて記載ください。
  - (2) 「いいえ」欄へのチェックした場合は、必ず「改善」するように対応願います。「改善」状況の報告を求める場合があります。